

物価高騰に伴う給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

受付終了しました。

- 令和6年度新たに住民税均等割非課税・住民税均等割のみ課税世帯への応援給付金です。
令和6年6月3日時点で明日香村に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税・住民税均等割のみ課税世帯である世帯を応援する給付金です。
(令和5年度に支給を受けた世帯は対象外です。)
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

確認書の返送

該当される方には確認書を送付しておりますので、11月6日までに明日香村役場住民課給付金担当に返送ください。

給付金の支給時期

確認書を受理し、審査後3週間後が目安です。

物価高騰に伴う給付金（子育て加算）

令和6年度に新たに住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯への応援給付金の給付世帯に対し18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯に対し給付します。

物価高騰に伴う給付金（子育て加算）給付の方法・時期

令和6年度に新たに住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯給付金の給付口座へ振込いたします。

給付の時期は、令和6年度に新たに住民税非課税・住民税均等割のみ課税世帯への応援給付金が振り込まれてから3週間後が目安です。

【問い合わせ】

明日香村役場住民課 給付金担当
0744-54-2282（直通）